

拠点の形成による持続可能なまちづくり計画 (廿日市市立地適正化計画)

～ “市民が幸せに暮らし豊かさのあるまち” をめざして～

届出制度に関する手引き

令和 6 (2024) 年 1 月改定

(平成 30 (2018) 年 3 月策定)



廿日市市 建設部 都市計画課

目 次

■計画の概要	1
■届出の目的	2
■手引きについて	2
■届出先と相談窓口	2
■届出の時期・手続きの流れ	3
■届出の対象範囲(立地適正化計画区域)	5
■廿日市市における都市機能誘導区域・居住誘導区域	5

1. 都市機能誘導区域・誘導施設に係る届出

■届出の対象となる行為	8
■参考：届出の対象とならない軽易な行為	9
■誘導施設(都市再生法に基づくもの)	10
■都市機能誘導区域の範囲(詳細)	13
■必要書類	20

2. 居住誘導区域に係る届出

■届出の対象となる行為	21
■参考：届出の対象とならない軽易な行為	21
■居住誘導区域の範囲	22
■必要書類	23

■計画の概要

(1) 計画の目的

廿日市市では、公共交通の便がよい場所等地域の拠点となるところに住まいや生活サービスをある程度まとまって立地させ、メリハリのあるまちをめざし、『拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）』（以下、廿日市市立地適正化計画）を策定しました。

※都市再生特別措置法（以下、都市再生法）の名称は「立地適正化計画」ですが、市民に分かりやすい名称として「拠点の形成による持続可能なまちづくり計画」としています。

(2) 立地適正化計画で定める主な内容

立地適正化計画では区域や基本的方針等、都市再生法の規定に基づく事項を記載します。

◇立地適正化計画で定める主な内容

項 目	内 容
立地適正化計画区域	・立地適正化計画の対象区域 ⇒廿日市市立地適正化計画では広島圏都市計画区域及び佐伯都市計画区域とする
都市機能誘導区域	・医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 ・当該都市機能誘導区域内への都市機能誘導施設（以下、誘導施設）の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を示す
誘導施設	・都市機能誘導区域ごとに誘導を図る都市機能を設定 ・設定した誘導施設を区域外で建築等する場合や設定した誘導施設を区域内で廃止する場合は、届出義務が発生（1. 都市機能誘導区域・誘導施設に係る届出）
居住誘導区域	・人口減少の中でも、一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域 ・居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を示す ・区域外において一定規模以上の住宅の建築を目的とした開発行為や、一定規模以上の住宅の建築等を行う場合は、届出義務が発生（2. 居住誘導区域に係る届出）

(3) 廿日市市における計画策定

本市では、平成30（2018）年3月30日に沿岸部（広島圏都市計画区域）における都市機能誘導区域・誘導施設を先行して設定・公表しました。また、平成31（2019）年3月27日に佐伯地域（佐伯都市計画区域）における都市機能誘導区域・誘導施設と対象区域全域（広島圏都市計画区域、佐伯都市計画区域）の居住誘導区域を設定・追加公表しました。

■届出の目的

1. 都市機能誘導区域・誘導施設に係る届出

I. 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等に係る届出

民間施設等の立地を緩やかにコントロールするため、都市機能誘導区域外における誘導施設（※10 ページ参照）の整備の動きなどを市が把握することを目的としています。

II. 都市機能誘導区域内での誘導施設の廃止に係る届出

仮に、都市機能誘導区域内で設定した誘導施設が廃止した場合でも、既存建物・設備の有効活用等により機能維持に向けて手を打てる機会を確保することを目的としています。

2. 居住誘導区域に係る届出

住宅の立地を緩やかにコントロールするため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等（※21 ページ参照）の建築の動きなどを市が把握することを目的としています。

■手引きについて

本手引きは、都市再生法に基づく届出制度について案内するものです。届出対象となる開発行為や建築行為等を行う予定がある方は、本手引きを参考に届出をしてください。

■届出先と相談窓口

立地適正化計画に関する相談窓口・届出先

建設部 都市計画課 都市計画係（本庁6階）

TEL（0829）30-9190

■届出の時期・手続きの流れ

(1) 届出の時期

立地適正化計画に基づく届出（都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等に係る届出、居住誘導区域に係る届出）は、開発行為や建築行為等に着手する30日前までに必要です。届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

立地適正化計画に基づく届出は、都市計画法に基づく開発許可申請や建築基準法に基づく建築確認申請に先行して届出を行ってください。

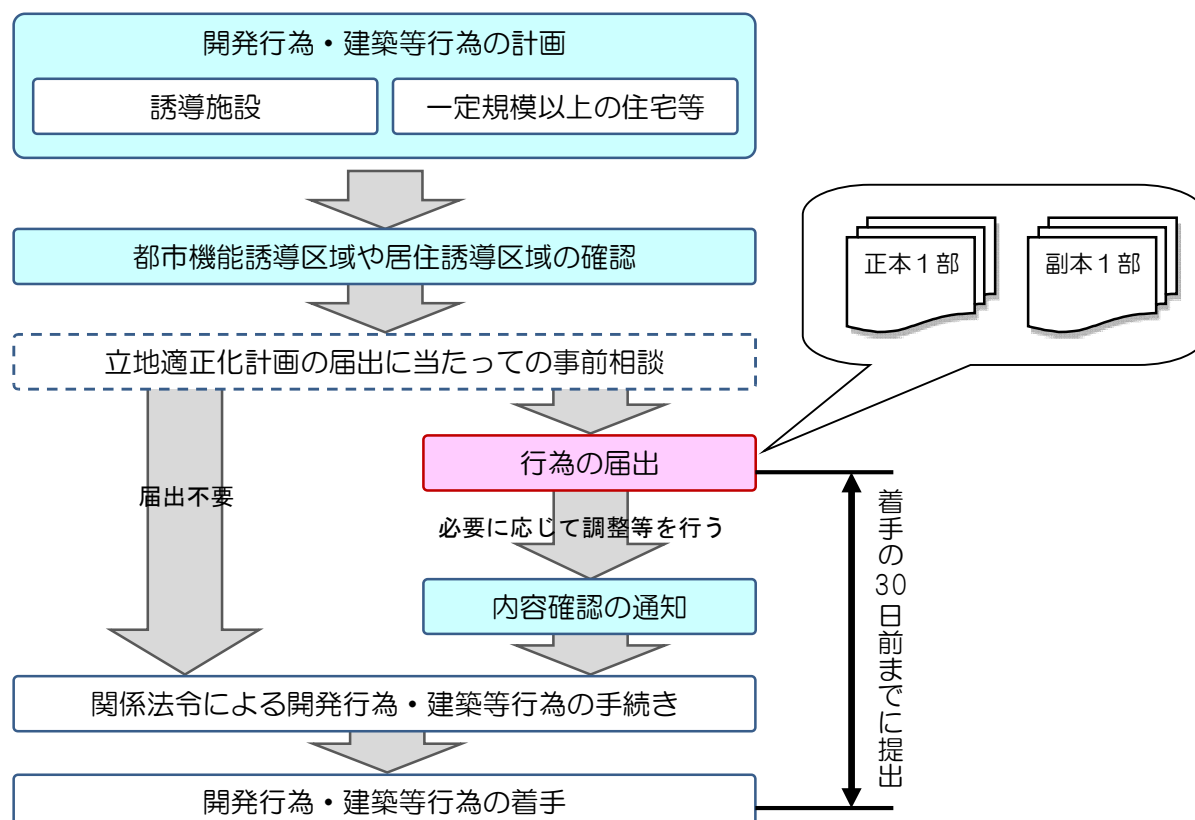
なお、対象となる行為を行おうとする場合は、事前に都市計画課にご相談ください。

また、都市機能誘導区域内での誘導施設の廃止に係る届出は、施設を休止又は廃止する日の30日前までに届出が必要です。

(2) 届出の手続き

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等に係る届出

居住誘導区域に係る届出



都市機能誘導区域内での誘導施設の廃止に係る届出

・都市機能誘導区域内で設定されている既存の誘導施設を休止又は廃止する日の30日前

までに届出2部（正本、副本）をご提出ください。

（３）届出に対する市の対応

届出を受理した後、届出内容を確認して、副本に通知書を添えて返却します。ただし、届出内容のとおり行為が行われると、何らかの支障が生じると判断した場合は、調整を行うことがあります。

（４）その他留意事項

届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出が必要となる開発行為や建築等行為をした場合、都市再生法に基づく罰則規定が適用されることがあります。

（都市再生法第１３０条）

（５）関係法令による開発行為・建築等行為の窓口

建築確認申請

建設部 建築指導課 建築審査係（本庁６階）

TEL（０８２９）３０－９１９５

開発許可申請

建設部 都市計画課 開発指導係（本庁６階）

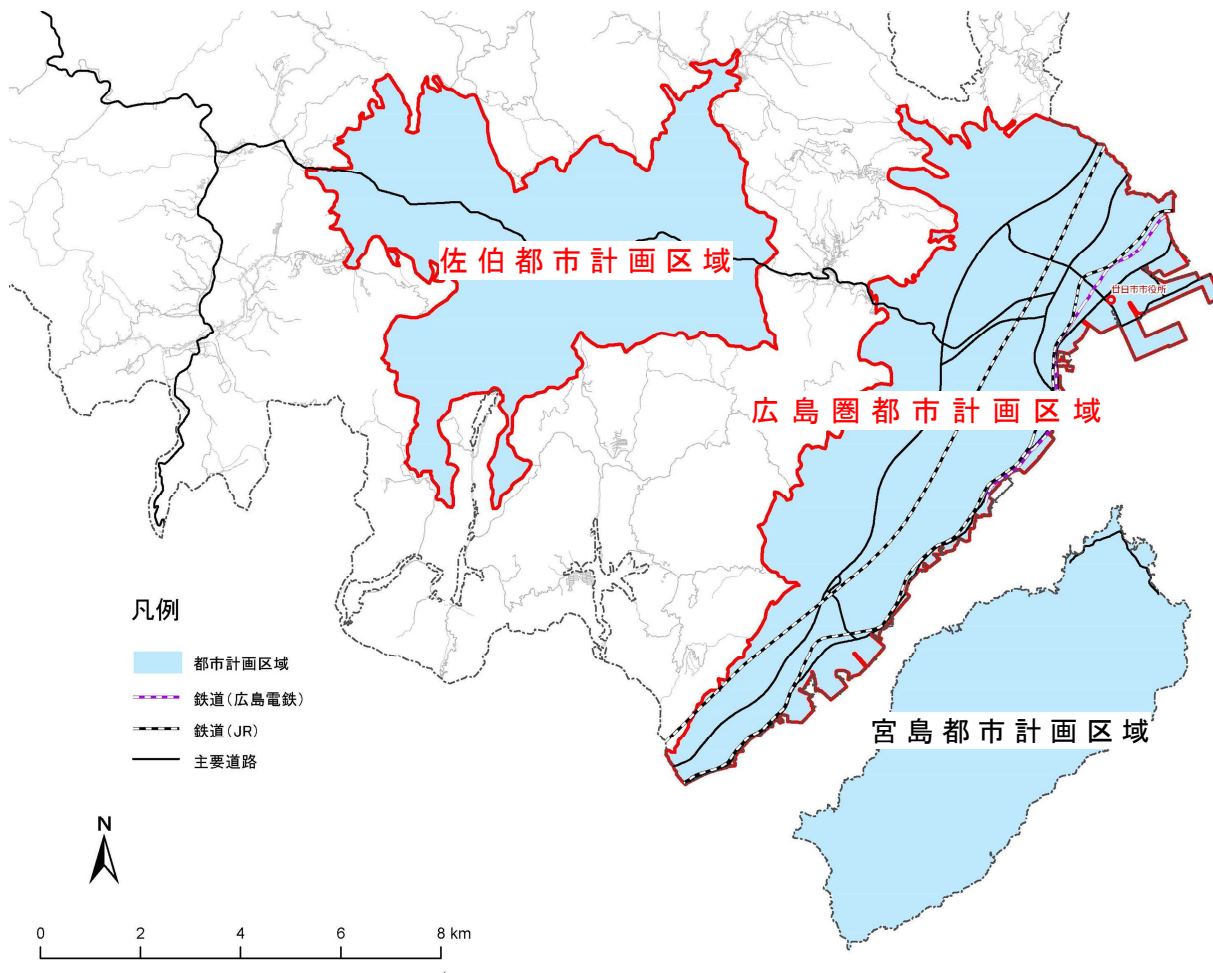
TEL（０８２９）３０－９１９４

■届出の対象範囲(立地適正化計画区域)

届出の対象範囲は『立地適正化計画区域』内です。

廿日市市立地適正化計画の『立地適正化計画区域』は広島圏都市計画区域及び佐伯都市計画区域です。

◇立地適正化計画区域の範囲



■廿日市市における都市機能誘導区域・居住誘導区域

廿日市市（沿岸部（広島圏都市計画区域）、佐伯地域（佐伯都市計画区域））における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定箇所は次ページ以降に示すとおりです。

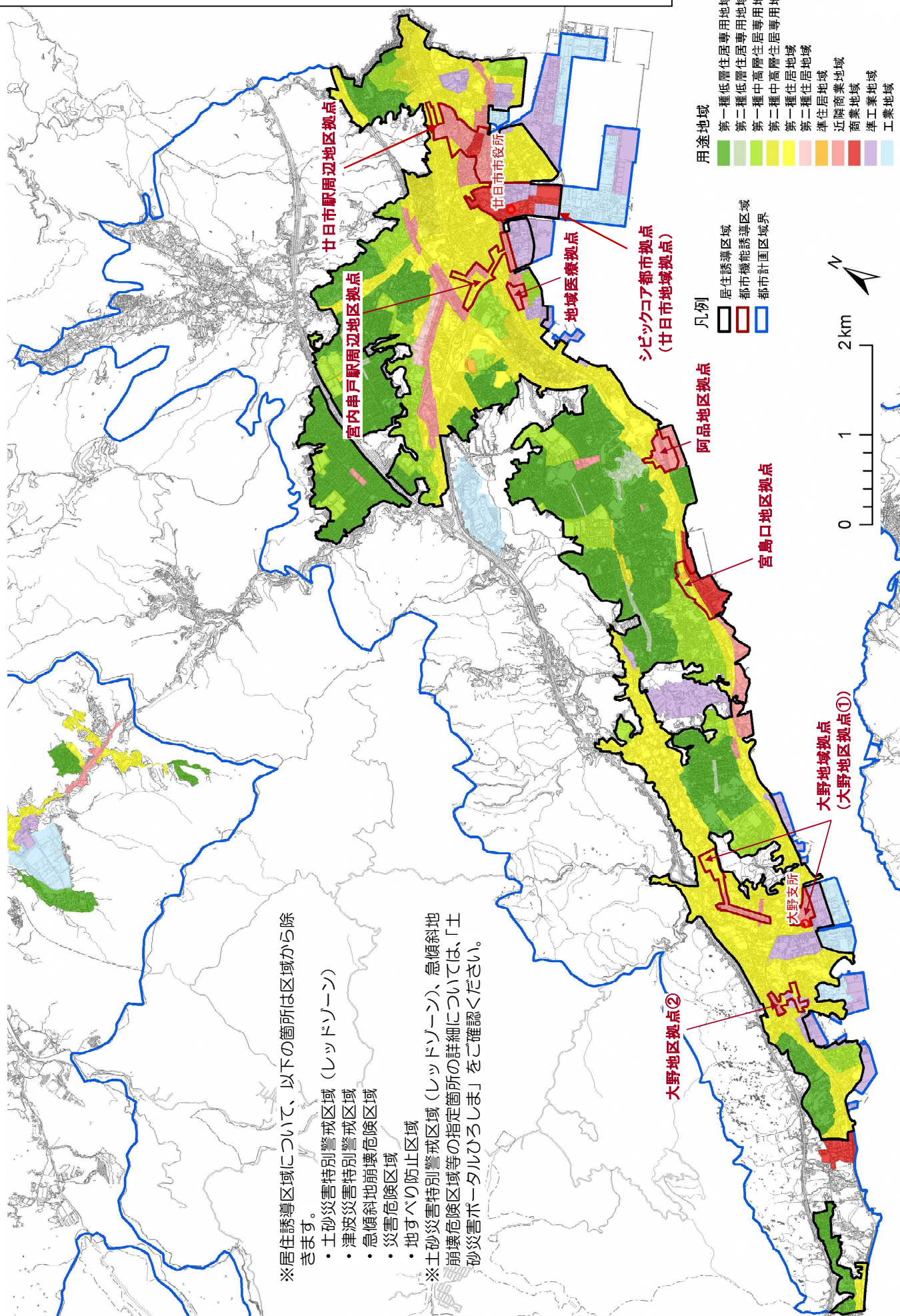
各区域の範囲は「廿日市市地図情報システム」でも確認することができます。

廿日市市地図情報システム

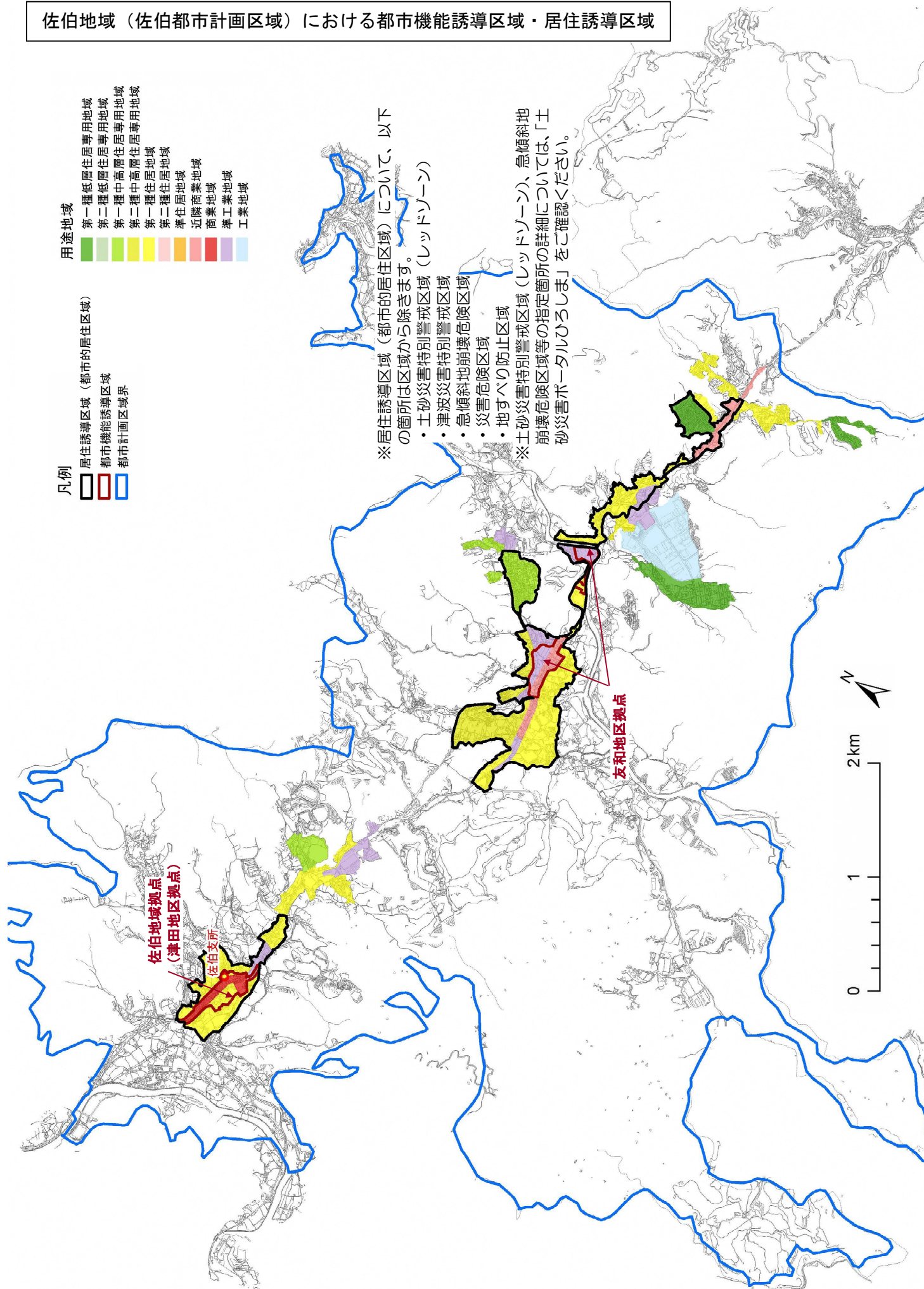
検索



沿岸部（広島圏都市計画区域）における都市機能誘導区域・居住誘導区域



佐伯地域（佐伯都市計画区域）における都市機能誘導区域・居住誘導区域



1. 都市機能誘導区域・誘導施設に係る届出

■届出の対象となる行為

Ⅰ. 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等に係る届出

廿日市市立地適正化計画の対象区域である『立地適正化計画区域』内で、都市機能誘導区域外の区域における以下の開発行為又は建築行為等が届出の対象となります。

開発行為※

- ・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

開発行為とは、主として、

- ① 建築物の建築
- ② 第一種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設
- ③ 第二種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓地等）の建設

を目的とした「土地の区画形質の変更」をいいます。（都市計画法第4条）

「区画の変更」とは、道路等によって土地利用形態としての区画を変更すること。

「形質の変更」とは、切土・盛土等によって、農地や沼地を宅地に変更、又は、現況宅地の土地の形状を変更すること。

※開発区域の面積が市街化区域で1,000㎡以上又は非線引き都市計画区域で3,000㎡以上の場合、市街化調整区域での行為の場合はあわせて開発許可が必要となります。

詳しくは、市ホームページの「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」をご覧ください。

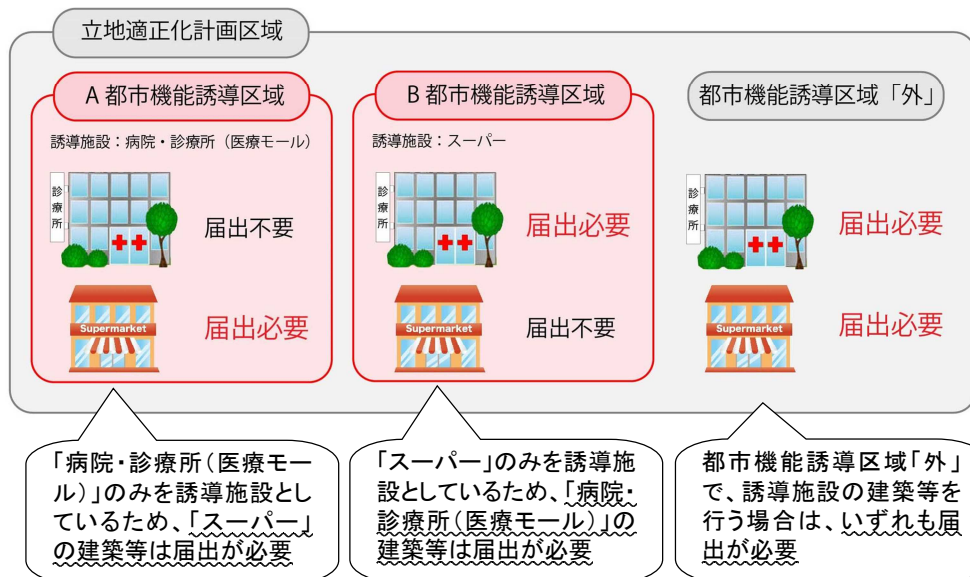
廿日市市 開発許可 手引

検索

建築行為等

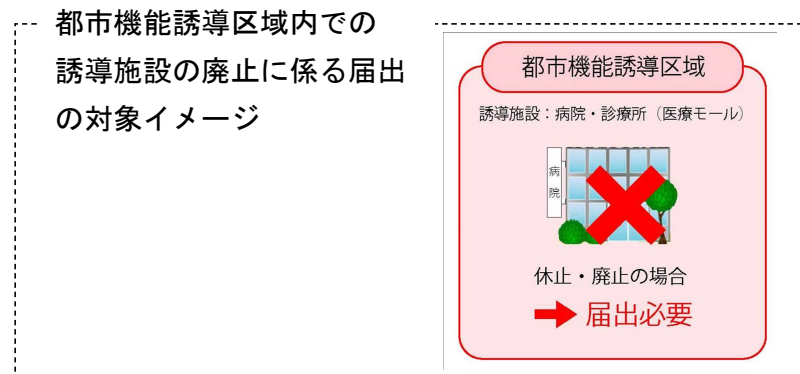
- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等に係る届出の対象イメージ



II. 都市機能誘導区域内での誘導施設の廃止に係る届出

廿日市市立地適正化計画の対象区域である『立地適正化計画区域』内で、設定した誘導施設を廃止する場合、届出が必要となります。



■参考：届出の対象とならない軽易な行為

- 次の行為については、届出の必要はありません。（都市再生法第108条第1項、法施行令第35条）
 - 1) 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 2) 1) の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
 - 3) 建築物を改築し、又はその用途を変更して1) の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
 - 4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 5) 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなるものが当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

■誘導施設(都市再生法に基づくもの)

誘 導 施 設		沿岸部				
		廿日市駅 周辺地区 拠点	シビックコ ア都市拠 点(廿日市 地域拠点)	宮内串戸 駅周辺地 区拠点	地域医療 拠点	阿品地区 拠点
行政機能	市役所		○			
	支所					
	合同庁舎 (法務局、税務署、労働基準監督署)		○			
医療機能	病院(地域医療支援病院※1)				○	
	病院※2					
	医院・診療所(医療モール)※3	○		○	○	○
	調剤薬局※4	○	○	○	○	○
	休日夜間急患診療所				○	
介護福祉機能	総合健康福祉センター		○			
	地域包括支援センター		○		○	
	福祉センター・保健センター					
	高齢者福祉施設				○	
子育て機能	乳幼児一時預かり施設(一時保育)				○	
	子育て支援センター		○			
文化機能	文化ホール		○			
	図書館		○			
	スポーツ施設					
	市民センター	○		○		○
商業機能	スーパー※5	○		○		○
	大型ショッピングセンター※6		○			

誘 導 施 設		沿岸部			佐伯地域	
		宮島口 地区拠点	大野地域拠 点(大野地 区拠点①)	大野地区 拠点②	佐伯地域 拠点(津田 地区拠点)	友和地区 拠点
行政機能	市役所					
	支所		○		○	
	合同庁舎 (法務局、税務署、労働基準監督署)					
医療機能	病院(地域医療支援病院※1)					
	病院※2				○	
	医院・診療所(医療モール)※3	○	○	○	○	○
	調剤薬局※4	○	○	○	○	○
	休日夜間急患診療所					
介護福祉機能	総合健康福祉センター					
	地域包括支援センター		○		○	
	福祉センター・保健センター		○			
	高齢者福祉施設					
子育て機能	乳幼児一時預かり施設(一時保育)					
	子育て支援センター		○		○	
文化機能	文化ホール					
	図書館		○		○	
	スポーツ施設		○			
	市民センター		○		○	○
商業機能	スーパー※5	○	○	○	○	○

	大型ショッピングセンター※6					
--	----------------	--	--	--	--	--

※ 1. 地域医療支援病院：医療法第4条に規定する病院

医療法【抜粋】

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

（省略）

※ 2. 病院：医療法第1条の5第1項に規定する施設

医療法【抜粋】

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

（省略）

※ 3. 医院・診療所（医療モール）：医療法第1条の5第2項に規定する施設及びそれらが集合したもの（医院、クリニックも診療所に含まれます）

医療法【抜粋】

第1条の5 （省略）

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

※4. 調剤薬局：医療法第1条の2に定める調剤を実施する薬局

医療法【抜粋】

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

※5. スーパー：大規模小売店舗立地法第5条の規定による届出対象となる店舗（小売業を行なうための店舗の用に供する床面積が1,000㎡を超える店舗）

※6. 大型ショッピングセンター：建築基準法別表第2（と）項第6号に規定する大規模集客施設

建築基準法【抜粋】

別表第2

（と）項

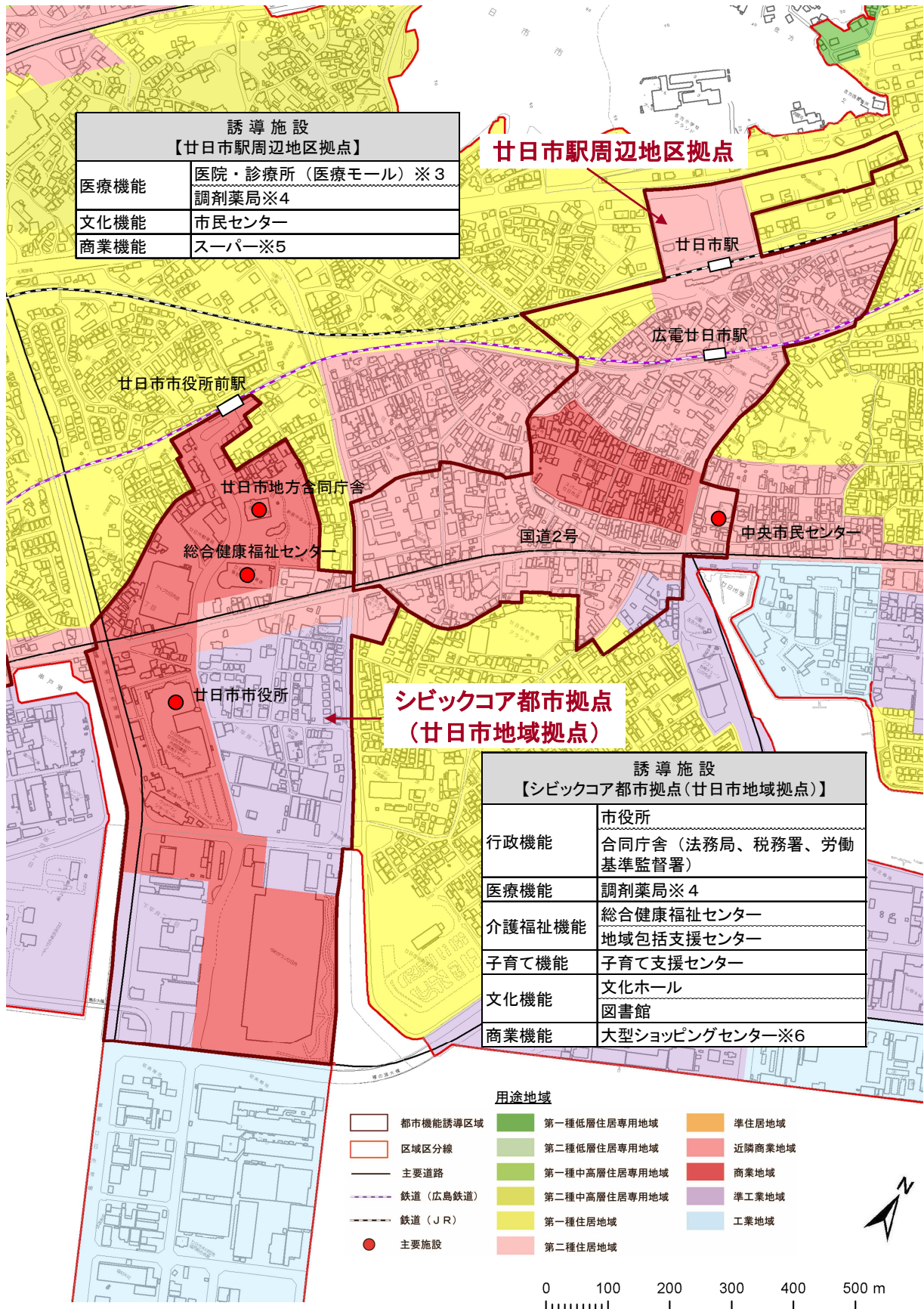
（省略）

六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

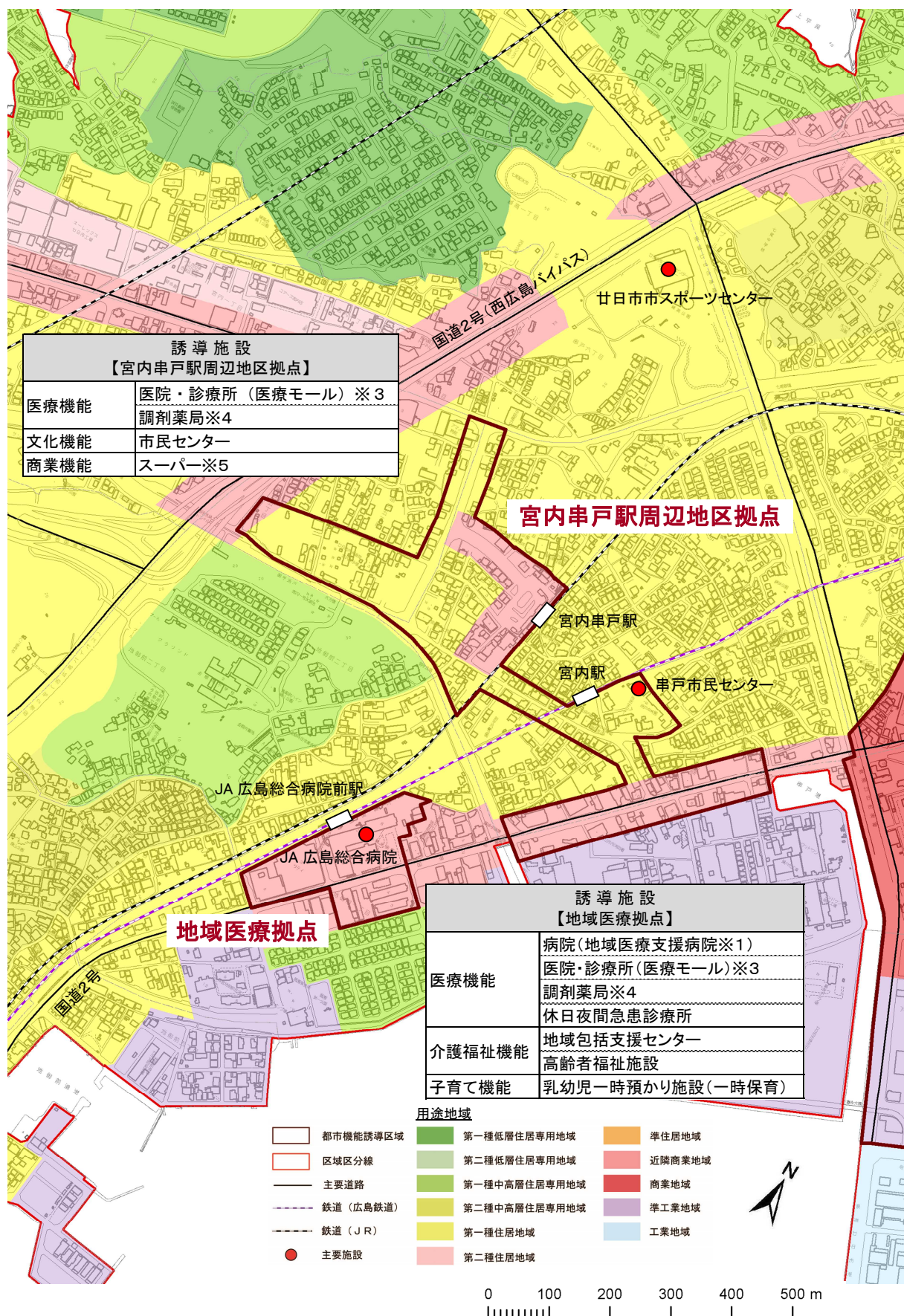
■都市機能誘導区域の範囲(詳細)

都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）

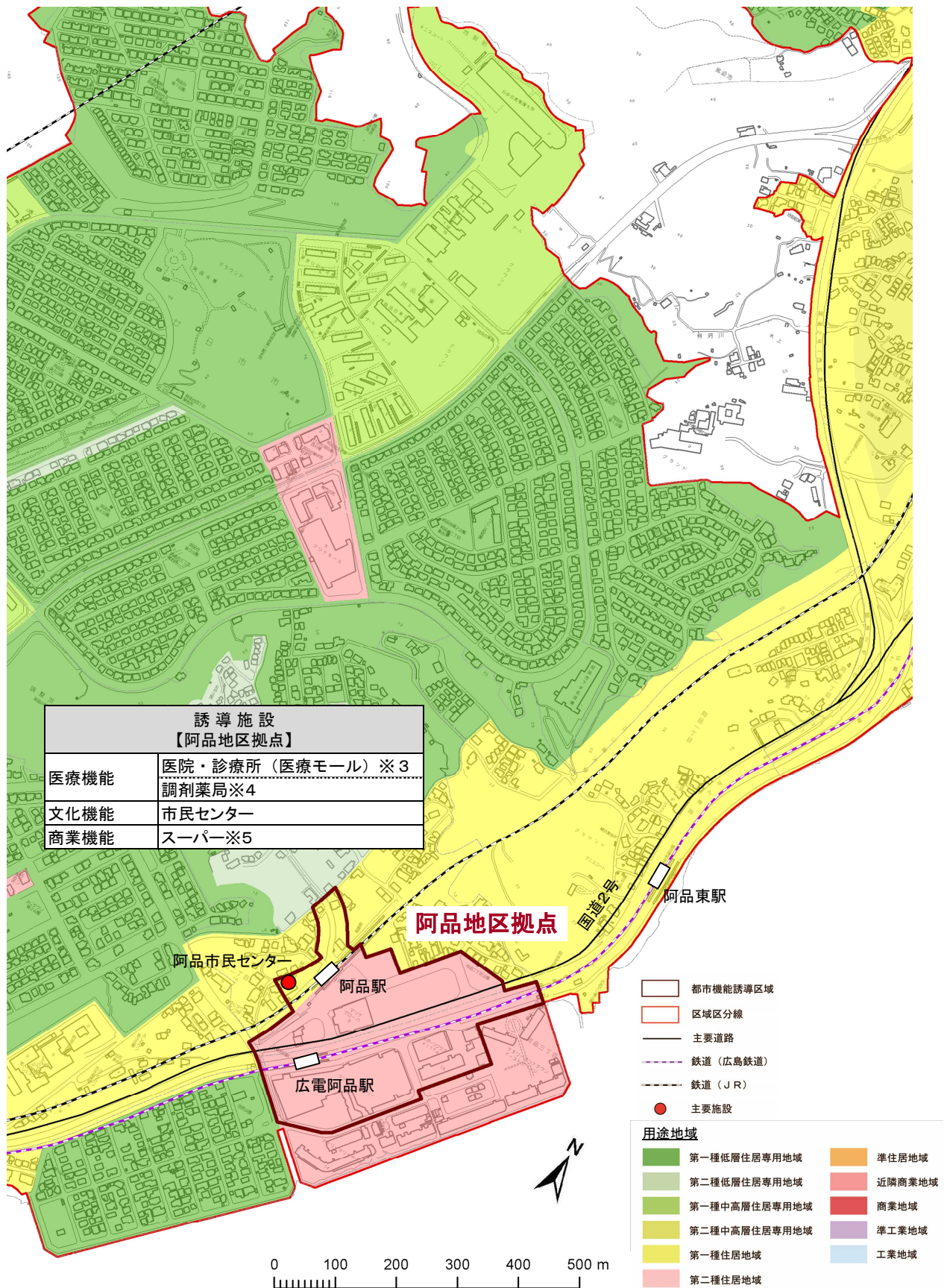
【廿日市駅周辺地区拠点、シビックコア都市拠点（廿日市地域拠点）】



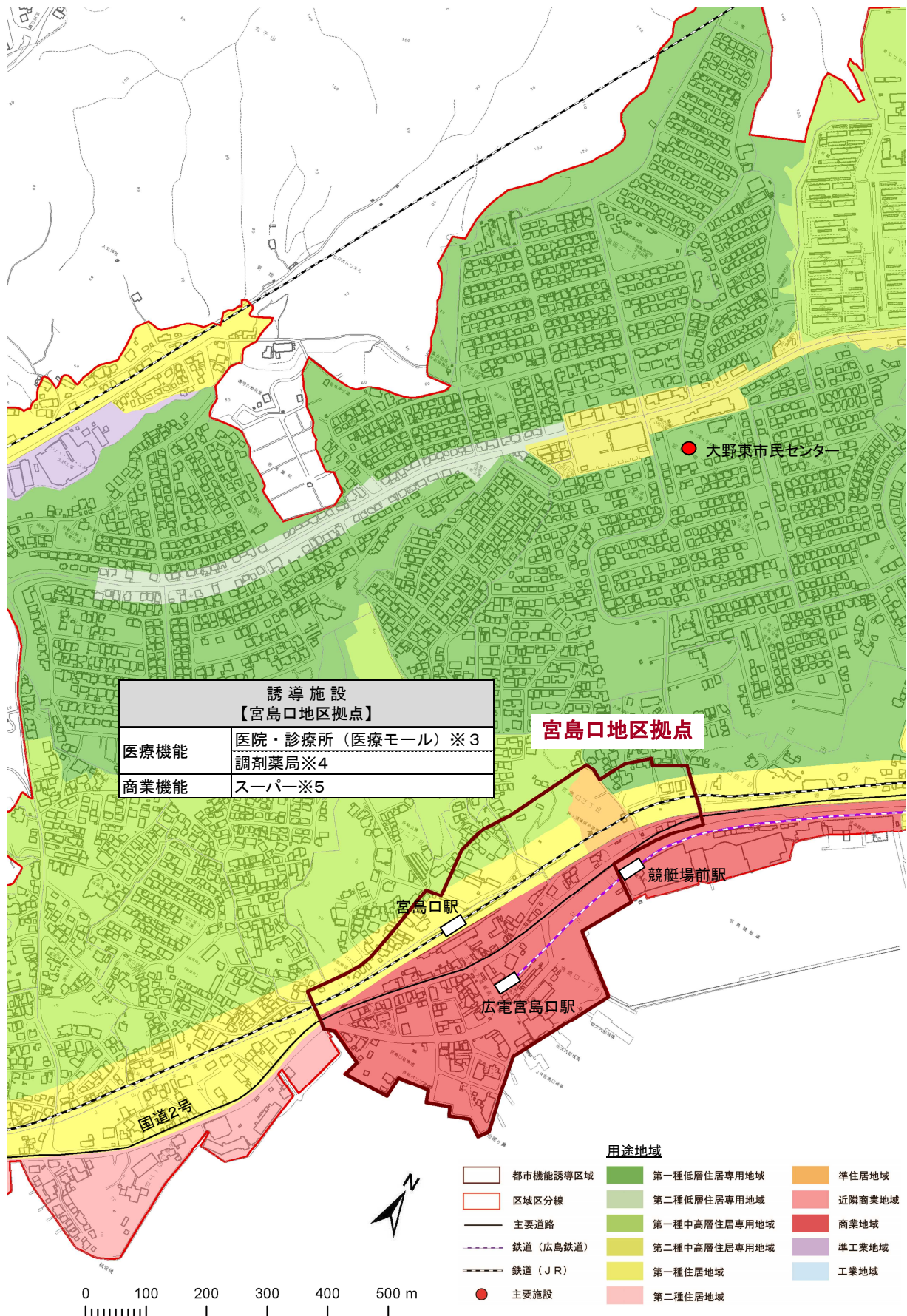
都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）
【宮内串戸駅周辺地区拠点、地域医療拠点】



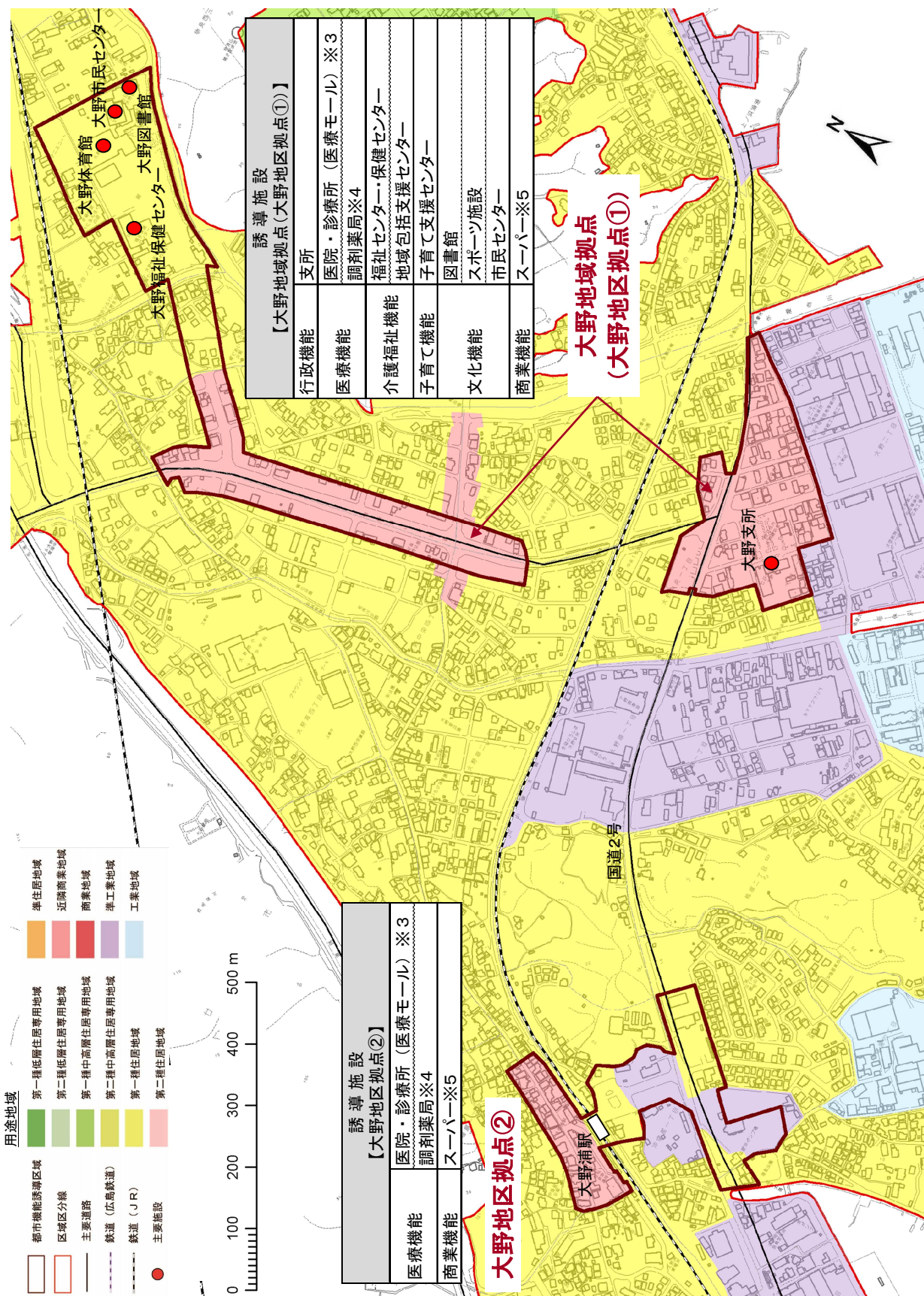
都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）【阿品地区拠点】



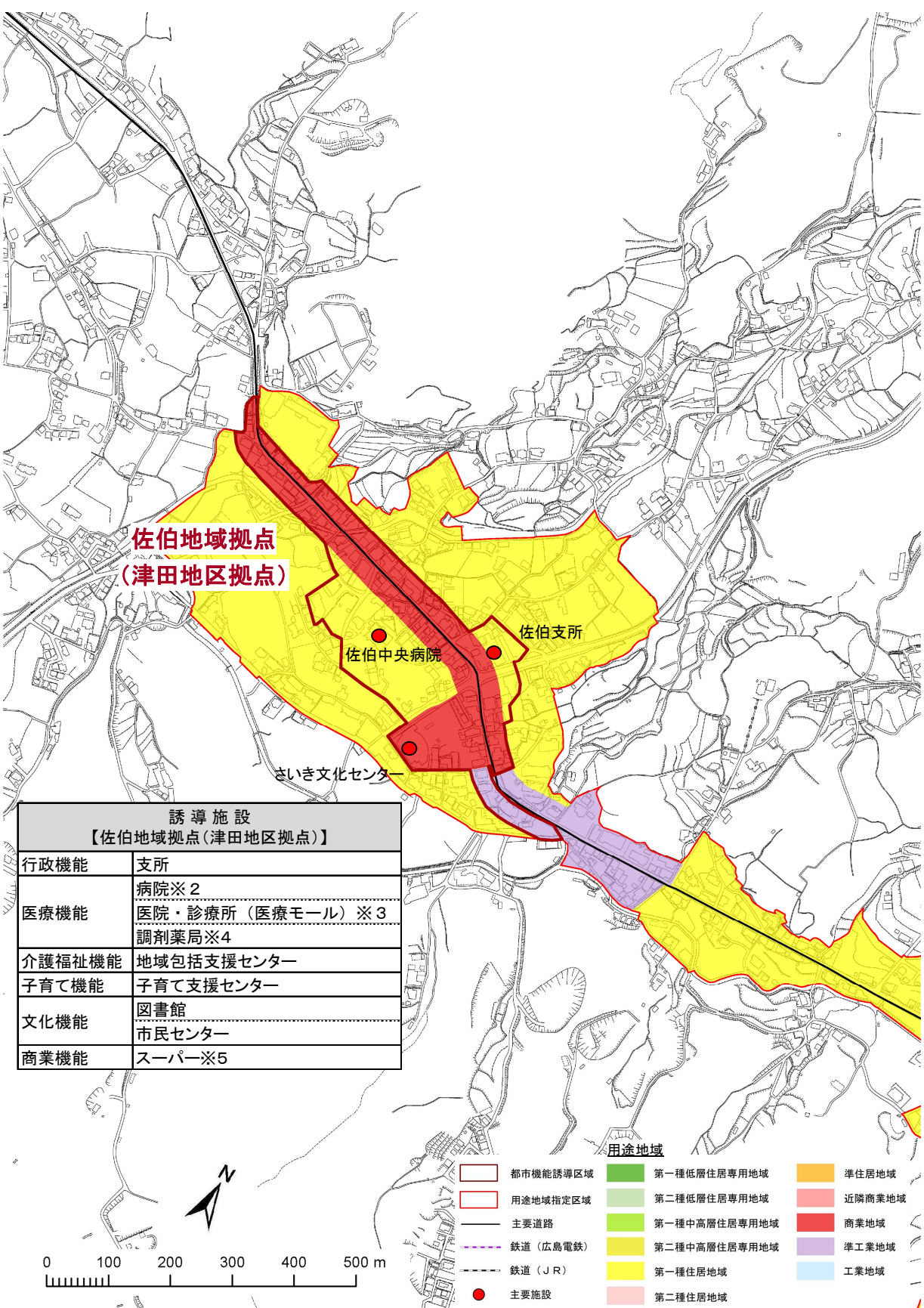
都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）【宮島口地区拠点】



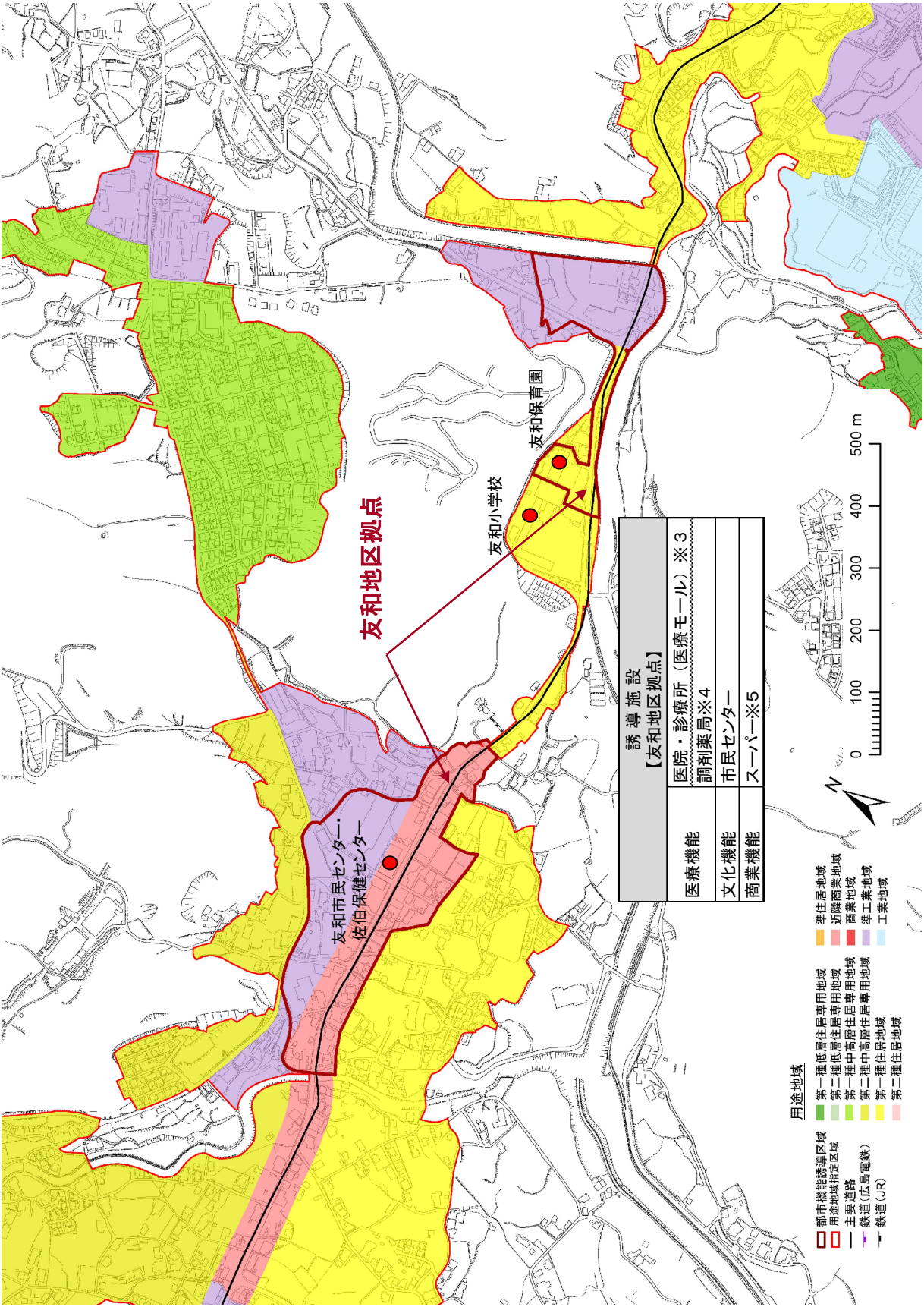
都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）
 【大野地域拠点（大野地区拠点①）、大野地区拠点②】



都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）
【佐伯地域拠点（津田地区拠点）】



都市機能誘導区域及び誘導施設（都市再生法に基づくもの）【友和地区拠点】



■必要書類

表 必要書類一覧

項目	名称	様式番号	添付書類
Ⅰ 誘導施設の建築等	開発行為届出書	様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等縮尺1/1000以上のものに敷地範囲を朱書） ・設計図（設計平面図、計画平面図縮尺1/100以上のもの） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）	・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図縮尺1/100以上のもの） ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上のもの） ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図（縮尺1/1000以上のもの）等）
	行為の変更届出書	様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）	・開発行為及び建築行為の別に応じて上記と同じ図面等
Ⅱ 誘導施設の廃止	誘導施設の休廃止届出書	様式第21（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）	—

※届出書は正副2部提出して下さい。

2. 居住誘導区域に係る届出

■届出の対象となる行為

廿日市市立地適正化計画の対象区域である『立地適正化計画区域』内で、居住誘導区域外の区域における以下の開発行為又は建築行為等が届出の対象となります。

開発行為^{※2}

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為^{※1}
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為^{※1}で、その規模が1,000㎡以上のもの

※1 「開発行為とは」⇒8ページ参照

※2 開発区域の面積が市街化区域で1,000㎡以上又は非線引き都市計画区域で3,000㎡以上の場合、市街化調整区域での行為の場合はあわせて開発許可が必要となります。
詳しくは、市ホームページの「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」をご覧ください。

廿日市市 開発許可 手引

検索

建築行為等

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅とする場合

居住誘導区域に係る届出イメージ

3戸以上の建築目的の開発行為・建築等行為



⇒届出必要



⇒届出必要

1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



1,300㎡1戸の開発行為
⇒届出必要



800㎡2戸の開発行為
⇒届出不要

■参考:届出の対象とならない軽易な行為

- ・ 次の行為については、届出の必要はありません。（都市再生法第88条第1項、法施行令第27条、28条）
 - 1) 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 2) 1) の住宅等の新築
 - 3) 建築物を改築し、又はその用途を変更して1) の住宅等とする行為
 - 4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 5) 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなるものが当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

■居住誘導区域の範囲

居住誘導区域の範囲については、6～7ページの図面及び「廿日市市地図情報システム」をご確認ください。なお、「廿日市市地図情報システム」では都市機能誘導区域の範囲についても確認することができます。

廿日市市地図情報システム

検索



廿日市市地図情報システム

本サービスは、廿日市市が保有する都市計画情報、建築基準法道路種別、認定路線網図等を市民の皆さんへ提供することにより、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

次の「ご利用条件」に同意の上、ご利用ください。なお、詳しい操作方法については『ご利用方法』をご参照ください。

ご利用条件

- 1 本サービスで利用している地図情報は、平成22年度に作成したものです(平成29年9月一部修正)。最新の住居表示や地形地物と一部異なる場合があります。
- 2 廿日市市は、このシステムが利用者の特定の目的等に使用されても有用であることを保証しません。
- 3 廿日市市は、このシステムの利用によって発生する直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
- 4 権利や義務の発生するもの及び取り引きの資料とするものなど、重要な情報については必ず担当課の窓口でご確認ください。(電話でのお問い合わせは誤解や錯誤が生じる恐れがあるため応じられません。)
- 5 本サービスで提供するすべての地図情報の著作権は廿日市市にあります。著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
- 6 本サービスでは提供する地図情報の完全なる正確性及びすべての利用者のコンピューター上で正常に動作することを保証いたしません。
- 7 都市計画情報は、平成27年12月22日時点のものです。
- 8 表示に利用している地図は、土地の境界を示すものではありません。また、精度を超える縮尺に拡大すると、表示位置や状況との差異が発生します。
- 9 また、データ更新や保守あるいは緊急時の場合などには、予告なく本サービスの一部または全部を中断することがあります。
- 10 表示している建築基準法道路種別の情報は、平成30年4月現在のものです。
- 11 本システムで利用している認定路線網図の情報は、平成29年3月31日までに告示された、既認定廿日市市道の起点から終点までのおよその位置と道路名称を表示しております。位置は参考であり、道路幅員や区域等を示すものではありません。また、現在の地形や幅員等と異なる場合がありますので、必要により現地調査等をお願いいたします。
- 12 本サービスは、機能的改良等に伴い、予告なく変更される場合があります。
- 13 このシステムは、運用の都合上、利用を制限する場合があります。
- 14 システムを利用するにはAdobe Flash Player 11.1以降が必要になります。以下のリンクよりダウンロードしてください。[Flash Player最新版ダウンロード](#)
- 15 本サービスを利用するにはCookieを有効にする必要があります。なお、本システムで利用しているCookieには個人を特定するような情報は含まれておりません。

上記の利用条件すべてに同意しますか。

同意します 同意しません 初めてお使いの方へ 廿日市市トップへ

表 「廿日市市地図情報システム」のトップページ

■必要書類

表 必要書類一覧

項目	名称	様式番号	添付書類
居住誘導区域外での建築等	開発行為届出書	様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等縮尺1/1000以上のものに敷地範囲を朱書） ・設計図（設計平面図、計画平面図縮尺1/100以上のもの） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	様式第11（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）	・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図縮尺1/100以上のもの） ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上のもの） ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図（縮尺1/1000以上のもの）等）
	行為の変更届出書	様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）	・開発行為及び建築行為の別に応じて上記と同じ図面等

※届出書は正副2部提出して下さい。

様式第十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	地目： 連絡先：

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 { 住 宅 等 の 新 築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 廿日市市長 様 届出者 住 所 氏 名 連絡先	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 連絡先：

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第十八（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第一号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 年 月 日 廿日市市長 様 届出者 住 所 氏 名 連絡先		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目： 連絡先：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 廿日市市長 様 届出者 住 所 氏 名 連絡先	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 連絡先：

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

お問い合わせ先：廿日市市 建設部 都市計画課 都市計画係

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

電話：0829-20-0001（代表）

0829-30-9190（直通）

ホームページ：<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>